

# 新潟薬科大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

2022年6月23日

統括管理責任者 決定

公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止に対応するため、新潟薬科大学公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を以下のとおり策定する。

## I. 実施体制

- (1) 統括管理責任者（副学長） コンプライアンス教育並びに啓発活動実施計画の策定
- (2) コンプライアンス推進責任者（事務部長） コンプライアンス教育及び啓発活動実施責任者
- (3) 不正防止計画推進部署（事務部基盤整備課） コンプライアンス教育及び啓発活動の企画・立案

## II. コンプライアンス教育実施計画

### (1) 実施目的

公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる。

### (2) 実施計画

#### ・主な実施内容

- ① 公的研究費等の運営・管理の責任体系及び管理・監査の体制
- ② 本学における公的研究費等の使用に関する行動規範
- ③ 公的研究費等の種類
- ④ 公的研究費の使用ルール
- ⑤ 公的研究費等を正しく使用するための遵守事項
- ⑥ 科学研究費助成事業（科研費）について
- ⑦ 公的研究費等の繰越、未使用額の返還
- ⑧ 公的研究費等の不正使用を行った場合の処分等
- ⑨ 不正使用の事例
- ⑩ 内部監査について
- ⑪ 本学における相談体制及び通報窓口

#### ・実施対象

規程第2条に規定する本学の構成員（公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員であり、教職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称並びに公的研究費の主

たる受給者であるか否かは問わない。)

なお、指定する期限までに受講しない者は規程第2条に規定する本学の構成員として見なさず、公的研究費の管理・運営（発注、予算執行含む）に関与させないものとする。

- ・ 実施時期 年1回以上
- ・ 実施方法 Web配信による講義動画の視聴

### Ⅲ. 啓発活動実施計画

#### (1) 実施目的

不正を起こさせない組織風土を形成するために、構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

#### (2) 実施計画

実施内容	実施対象	実施時期	実施方法
基本方針及び行動規範等の周知徹底	規程第2条に規定する本学の構成員	第1四半期	メール配信及びTeams等による周知
不正使用等具体的事例の周知		第2四半期	メール配信及びTeams等による周知
研究計画に則った適正な予算執行について(不適切な年度末集中の防止)		第3四半期 第4四半期	メール配信及びTeams等による周知
内部監査結果の周知		第4四半期	メール配信及びTeams等による周知

### Ⅳ. コンプライアンス教育及び啓発活動実施状況の報告

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づく実施状況等を統括管理責任者に報告する。